

2020年4月1日

西川燃料株式会社

## 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 生活に必要なLPガス等の支払い支援措置について

このたびは、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまへ、心からお見舞い申し上げます。

西川燃料は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に予もない、直接的または間接的に影響を受けられている個人のお客さま、事業者さまを支援するため、下記の通りの支援措置対応を決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 支援措置の対象

今回の措置は、下記(1)～(4)のすべてを満たすお客さまに適用させていただきます。

- (1) 弊社ガス供給販売先お客さま
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急小口資金または総合支援金の貸付けを受けたお客さま、新型コロナウイルス対応緊急資金の貸付けを受けた事業者さまに限らせていただきます。
- (3) お申し込み現在滞納の無いお客さま
- (4) ガス料金の支払いの延期を当社に申し出ていただいたお客さま

#### 2. 支援措置の内容

2020年3月、4月、5月検針分のガス料金お支払について延長いたします。

但し、口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまのお申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合があります。

##### (1) 旧簡易ガス団地（雇用促進住宅御所宿舎）にお住いのお客さま向け支援措置

- ① 雇用促進住宅御所宿舎にご入居されているお客さまに対しガス料金の支払いを2ヶ月間猶予します。
- ② 猶予したガス料金を1ヵ月後お支払いができない場合は、3ヶ月間にわたり、通常ガス料金に上乗せする形で分割支払いを可能とします。

##### (2) 液化石油ガスお客さま向け支援措置（個人）

- ① 個人の住居でご利用のお客さまに対しガス料金のお支払いを2ヶ月間猶予します。但し、2ヶ月間のガス料金合計が1万円を超えない範囲とします。
- ② 猶予したガス料金を2ヵ月後お支払いができない場合は、5ヶ月間にわたり、通常ガス料金に上乗せする形で分割支払いを可能とします。

##### (3) 液化石油ガスお客さま向け支援措置（事業用）

- ① 事業用（飲食店等）でご利用のお客さまに対しガス料金のお支払いを2ヶ月間猶予します。但し、2ヶ月間のガス料金合計が5万円を超えない範囲とします。
- ② 猶予したガス料金を2ヵ月後お支払いができない場合は、5ヶ月間にわたり、通常ガス料金に上乗せする形で分割支払いを可能とします。

### 3.支援措置のお申込み方法

支援措置適用申込書を当社までご提出ください。申込書はお客さまが当社までお申し出ください。なお申込書提出にあたり「各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付」、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等受けていることを証明する書類が必要となります。

この支援措置は、皆さまに予告なく打ち切りする場合がございますのでご容赦くださいますようお願いいたします。

以上

【お問い合わせ先】 総務部 電話番号：0745-63-0667